

森林土木工事における植生工の生育判定基準

制定 令和3年4月1日

1 主旨

本基準は、植生工施工後の生育状況の確認について定めるものとし、東京都が発注する森林土木工事に適用する。

2 生育判定の内容

1) 対象工種

切土・盛土法面で施工する植生工で、草本類の繁茂により表面侵食防止を図るものを対象とする。

2) 生育判定の時期

施 工 時 期	判 定 時 期
春 期	3月～5月 施工後約90日
夏 期	6月～8月 10月～11月中旬
秋 期	9月～10月 翌年6月初旬
冬 期	11月～2月 翌年（同年）7月初旬

3) 生育判定の基準

区分	評価	判定時の植生の状態
草地	可	のり面から10m離れると、のり面全体が「緑」に見え、植被率が70～80%以上である。
	判定保留	植被率が50～70%程度である。
	不可	生育基盤が流亡して、植物の成立の見込みがない。 植被率が50%以下である。

3 生育判定の手法

4) 生育判定調査者及び確認者

調査実施者は受注者、確認者は監督員とする。

なお、判定時において、監督員が異動等により対応できない場合、各出張所職員が行うものとする。

5) 調査方法

3) で定める草本類の植被率の判定は、目視によって行う。

なお調査箇所は、施工面積500㎡につき1箇所、500㎡以下の場合は1施工箇所につき2箇所とする。

6) 事務処理手順

監督員は、工事完了時に受注者宛生育判定時期を伝達する。

なお、工事完了時に生育判定時期に到達していなくても、3) で定める植被率を満たすことが確認できる場合には、その時点で可と判定し、その後の生育判定は行わない。

生育判定時期が到来したら、双方協議の上で生育判定日を決定するものとする。

判定後、受注者に対し、様式1により判定結果の報告を求める。

判定保留の場合、判定時期が春季・夏季の場合は1～2か月後、秋季・冬季の場合は翌年の春を目安に再度生育判定を実施するが、再判定時においても可の植生状態にならない場合は7) 及び8) の規定による。

最終的な判定結果及び再施工方法の決定にあたり、確認者は森林事務所長（支庁長）の決定を得ることとする。

3 再施工等の対応方法

7) 生育不良等の原因の特定

生育判定の結果、不可となった場合、気象条件の整理を行うとともに、受注者からの事情聴取等を踏まえ原因を特定する。

8) 再施工等の考え方

判定不可の原因が、施工不良や材料の品質不良等受注者の責に帰すべき事由の場合は、工事請負契約書第41条の規定により受注者が再施工を行う。

それ以外の原因による場合は、都が必要に応じて補修や再施工等を検討し、対応方針を決定する。

受注者による再施工後、施工状況の報告書提出を求めるとともに、本基準に基づき生育判定を行う。

4 生育判定フロー

